

アンケート結果による不採算林の分離・分割等の可能性について

1 現状認識

(1)アンケート調査結果

・経営移管について必要であればかまわない	28.5%
・公社の地上権(6割)を土地所有者が購入希望	0.8%
・土地所有者の土地と地上権(4割)の売却希望	21.9%
・行政等への寄付	2.0%
・分収割合変更もやむを得ない	13.9%

(2)経営移管を想定する地元事業体からの聞き取りでは、移管に対し肯定的な意見が多い。

(3)移管するにあたっての課題としては、移管事業体の経営管理能力・倒産リスク・財政支援(85%補助等)・土地所有者からの同意取り付けなどがある。

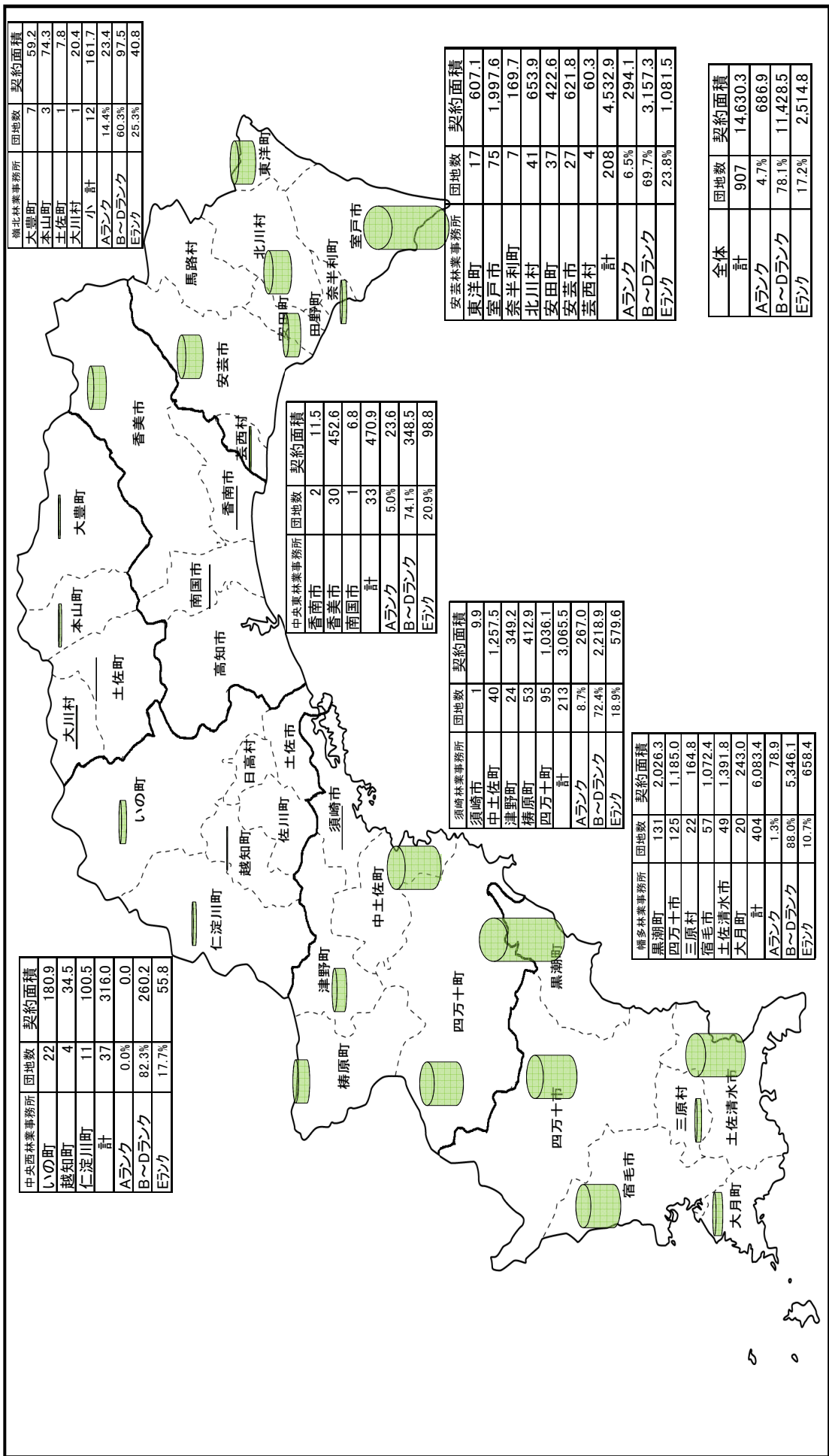
2 方向性

課題はあるものの、下記表(案)のように個々の事情に対応した分離・分割は出来る可能性が高い。

分離・分割方法(案)

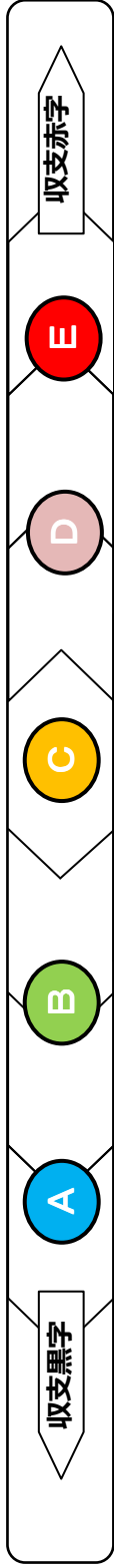
分離・分割方法		内 容
1	売却	
	公社の地上権を売却	公社地上権を土地所有者又は※民間林業経営体に時価で売却 ※民間林業経営体に売却の場合は、土地所有者の土地及び地上権も併せて民間林業経営体に所有権移転されることが望ましい
	無償譲渡	Eランクの公社地上権を土地所有者に無償譲渡 (※要検討)
2	新契約による経営移管 (森林組合等民間経営体へ分収造林経営を移管)	土地所有者の同意及び経営の受け皿の確保が出来た地域から順次、公募型プロポーザル方式で経営を移管(経営移管した分収造林の造林補助金の補助率は、公社と同等の85%となるよう県が措置を検討する必要あり)
3	SPC(公社及び民間経営体の出資会社)に分収造林経営を移管	・公募型プロポーザルで経営体を決定 ・民間経営体の出資については、民間経営体が土地所有者の土地及び地上権を買い取り現物出資することが条件
4	土地所有者の土地及び地上権の購入等	
	第三者への売買あつせん	売却を希望する土地所有者の土地及び地上権を第三者(民間林業経営体又は個人)に売買あつせん
	公共団体等への寄付	公共団体等への寄付を希望する土地所有者への対応
	環境林等として県が購入	国の補助事業を活用し、県が購入

高知県森林整備公社 公社営林 市町村別契約面積 (H22.4.1現在)

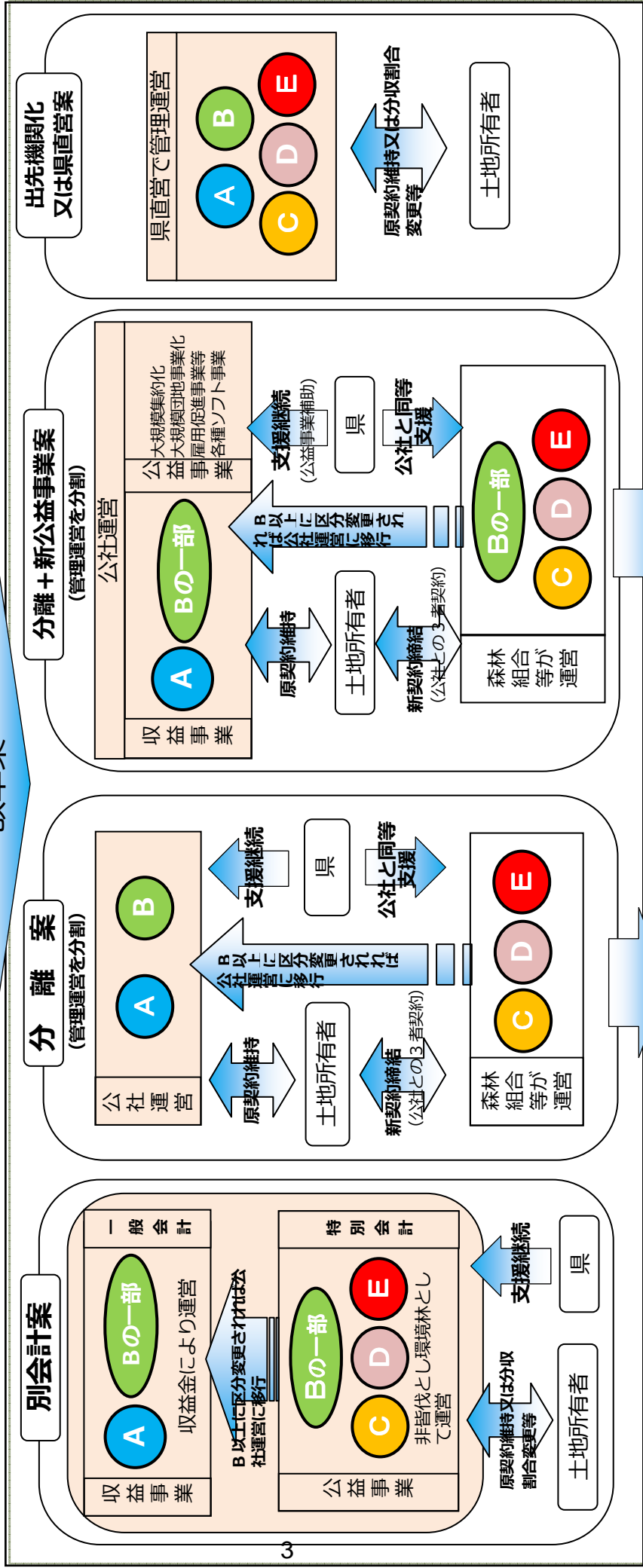


森林整備公社の経営方針の見直し案について

改革前（採算林・不採算林を団地毎にA～Eの5ランクに区分）



改革案



- 1 公社地上権(60%)を土地所有者に売却
- 2 新契約の締結
- 3 資産持株会社の創設
- 4 土地所有者の土地及び地上権(60%)の購入

不採算林 C D E の分離・分割方法

メリット・デメリット 課題分析